



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (1) (教育総務課) . . . . . 2 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令 (2) (〃) . . . . . 5
--------	--

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1～10 略</p> <p>11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第124条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合）鳥取県……にあわせて任命する</p> <p style="padding-left: 20px;">……勤務を命ずる</p> <p style="padding-left: 20px;">……を命ずる</p> <p>12～48 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1～10 略</p> <p>11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第91条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合）鳥取県……にあわせて任命する</p> <p style="padding-left: 20px;">……勤務を命ずる</p> <p style="padding-left: 20px;">……を命ずる</p> <p>12～48 略</p>

<p>49 派遣（地方自治法第252条の17（<u>地方独立行政法人法第124条第4項において準用する場合を含む。</u>）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）により(ア)……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の(イ)……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>50～59 略 第2～第4 略</p>	<p>(ア) 派遣先とする。</p> <p>○海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。 (イ) 支給する割合とする。</p>	<p>49 派遣（地方自治法第252条の17、<u>地方独立行政法人法第91条第4項</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（<u>地方独立行政法人法第91条第4項</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）により(ア)……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の(イ)……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>50～59 略 第2～第4 略</p>	<p>(ア) 派遣先とする。</p> <p>○海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。 (イ) 支給する割合とする。</p>
---	--	---	--

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。



		長 等	長 等
略			
六 教育職員免許法に関する事務	略		
	3 1及び2に掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの	○	
	(2) 軽易なもの		○
七 社会教育法（昭和24年法律第207号）に関する事務（学校に在籍する児童、生徒等の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体の連合会に係るものに限る。）	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同法第11条第1項の規定による社会教育関係団体に対する指導又は助言	○	
	(2) 同法第13条の規定による社会教育関係団体に対する補助金を交付しようとする場合における社会教育委員の会議からの意見聴取		○
	(3) 同法第14条の規定による社会教育関係団体に対する報告の要求		○
八 その他の業務に関する事務	略		
4～6 略			
7 社会教育課			
事項	事務処理権		

		長 等	長 等
略			
六 教育職員免許法に関する事務	略		
	3 1及び2に掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの	○	
	(2) 軽易なもの		○
七 その他の業務に関する事務	略		
4～6 略			
7 家庭・地域教育課			
事項	事務処理権		

種類	内容	限の区分			
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
一 社会教育法 (昭和24年法律 第207号)に関 する事務(学校 に在籍する児 童、生徒等の保 護者及び当該学 校の教職員で構 成される団体の 連合会に係るも のを除く。)	略				
略					

8～11 略

12 体育保健課

事項		事務処理権 限の区分			
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
		略			

種類	内容	限の区分			
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
一 社会教育法 (昭和24年法律 第207号)に関 する事務	略				
略					

8～11 略

12 スポーツ健康教育課

事項		事務処理権 限の区分			
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
		略			
四 スポーツ基本 法(平成23年法 律第78号)に関 する事務	1 同法第10条 第1項の規定 によるスポー ツの推進に関 する計画の決 定	○			
	2 1に掲げる もののほか				
	(1) 特に重	○			

四 <u>その他の業務</u> に関する事務	1 感染症の予 防及び感染症 の患者に対す る医療に関す る法律第53条 の8第3項の 規定による児 童生徒の健康 診断の期日又 は期間の指定 に関する指示	○						要なもの					
								(2) 重要な もの		○			
								(3) 軽易な もの				○	
										○			
		2 高等学校運 動部に対する 強化部の指定	○										
		3 一から三ま で並びに1及 び2に掲げる もののほか											
		(1) 特に重 要なもの	○										
		(2) 重要な もの				○							
	(3) 軽易な もの											○	
五 <u>その他の業務</u> に関する事務	1 感染症の予 防及び感染症 の患者に対す る医療に関す る法律第53条 の8第3項の 規定による児 童生徒の健康 診断の期日又 は期間の指定 に関する指示												
										○			
		2 国民体育大 会知事表彰の 決定									○		
		3 高等学校運 動部に対する 強化部の指定	○										
		4 一から四ま で及び1から 3までに掲げ るもののほか											
		(1) 特に重 要なもの	○										
		(2) 重要な もの									○		
		(3) 軽易な もの											○

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。